

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける調達手続に係る一般競争入札を実施するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の6、岡山市契約規則（平成元年市規則第63号。以下「契約規則」という。）第5条及び岡山市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成21年市規則第112号）第6条の規定により公告する。

令和7年5月30日

岡山市長 大 森 雅 夫

1 競争入札に付する事項

- (1) 購入品目及び数量
高規格救急自動車（その2） 4台
- (2) 納入場所
岡山市消防教育訓練センター総合訓練施設
- (3) 納入期間
令和8年3月31日まで
- (4) 支払条件
納入後とし、検査合格后、請求を受けた日から30日以内とする。
- (5) 入札案件概要
高規格救急自動車（その2） 4台

2 入札に参加する者に必要な資格

- (1) 令第167条の4及び契約規則第2条第1項に掲げる者でないこと。
- (2) 岡山市競争入札参加資格及び審査等に関する事項について（昭和61年市告示第120号）に基づき岡山市一般競争（指名競争）入札参加資格有資格者名簿（以下「有資格者名簿」という。）又は岡山市特定調達契約に係る有資格者名簿（以下「特定調達名簿」という。）に登載されていること。
- (3) 公告で定めた開札日時において、岡山市指名停止基準に基づく指名停止又は指名留保（以下「指名停止等」という。）期間中でないこと。
- (4) 本公告に示した調達物品に関し、迅速なアフターサービス・メンテナンス体制が整備されている者であること。
- (5) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第39条第1項の規定による高度管理医療機器等の販売業又は貸与業の許可を受けた者であること。

3 特定調達契約に係る競争入札参加資格審査申請の手続

上記2(2)に基づき、有資格者名簿又は特定調達名簿に登載がない者が特定調達契約に係る競争入札参加資格審査申請を行う場合は、次の方法によること。

- (1) 申請期間及び受付時間
申請期間 公告日から令和7年6月12日（木）まで
*岡山市の休日を定める条例（平成元年市条例第44号）に規定する休日を除く。
受付時間 各日午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時15分まで。
- (2) 申請場所
〒700-8544 岡山市北区大供一丁目1番1号（岡山市役所本庁舎5階）
岡山市財政局財務部契約課（以下「契約課」という。）
担当 管理係 電話 086-803-1194（直通）
ホームページアドレス（<https://www.city.okayama.jp/jigyosha/0000012516.html>）
- (3) 提出方法
原則として郵送。（簡易書留等、配達の記録が行われる方法により郵送すること。）
*締切期限内に必着であること。
*提出方法を変更する場合があるため、必ず岡山市ホームページを確認すること。
ホームページアドレス（<https://www.city.okayama.jp/jigyosha/category/5-3-17-0-0-0-0-0-0-0.html>）
- (4) 申請書類の入手方法
インターネット上の岡山市ホームページ中の、当該入札公告に添付している書類等を併せてダウンロードし、取得すること。

4 入札手続等

- (1) 契約条項等を示す場所
〒700-8544 岡山市北区大供一丁目1番1号
契約課（岡山市役所本庁舎5階）及び岡山市ホームページ
電話 086-803-1156
ホームページアドレス（<https://www.city.okayama.jp/jigyosha/0000012483.html>）
- (2) 入札説明書は、令和7年5月30日（金）から令和7年6月20日（金）まで、契約課で無償で

交付するほか、岡山市ホームページからダウンロードの方法により無償で交付する。

(3) 入札説明会は実施しない。

(4) 質問は、令和7年6月6日（金）午後4時までに、電子メール又はファクスの方法で行うこと。

なお、それ以外の方法によるものは受け付けない。件名に「入札質問（高規格救急自動車（その2））」と明記すること。質問の回答は令和7年6月10日（火）午後4時に岡山市ホームページに掲載する。入札に参加する者は、質問の回答を確認した後に入札すること。また、いずれの方法による場合でも電話で到達の確認を行うこと。

（質問到達確認先TEL 消防局警防部警防課 086(234)9976，契約課 086(803)1156）

※問い合わせ先

＜仕様書に関する質問＞

岡山市消防局警防部警防課

ファクス 086-234-1059

E-mail keibouka@city.okayama.lg.jp

＜入札、契約に関する質問＞

契約課

ファクス 086-803-1736

E-mail keiyaku@city.okayama.lg.jp

(5) 入札書の受付は、契約課において交付された入札書郵送用指定封筒（物品専用封筒：青色）を用いて、岡山大供郵便局留の一般書留又は簡易書留郵便での郵送により受け付ける。ただし、入札説明書中4「入札書の提出に関する事項」(4)を確認したうえで**令和7年6月11日（金）以降に郵送**することとし、岡山大供郵便局に**令和7年6月19日（木）までに必着**のこと。

＜宛先＞

〒700-0913 岡山大供郵便局留 岡山市役所契約課宛

(6) 開札日時

令和7年6月20日（金）午前11時から、岡山市役所5階契約課第2入札室

開札は、入札参加者を立ち合わせて行う。ただし、立会者は先着順で5人以内とする。代表者又は受任者以外の者が立ち会うときは立会を委任する旨を記した委任状を持参すること。なお、立会希望者がいない場合は、入札に関係のない職員を立ち合わせて行うこととする。

5 参加資格の確認に関する事項

(1) 参加資格確認申請書類

岡山市物品購入等郵便入札実施要綱（以下「郵便入札実施要綱」という。）第7条第5項により参加資格の有無の確認を行う対象者（以下「確認対象者」という。）となった者は、一般競争入札参加資格確認申請書（以下「確認申請書」という。）及び添付書類を提出し、参加資格の確認を受けなければならない。

添付書類 ①指名停止等措置状況調書

②メンテナンス対応等証明書

③代理店証明書（確認対象者が代理店の場合）（写し可）

④高度管理医療機器等販売業又は貸与業許可証の写し

確認申請書及び添付書類（以下「確認申請書等」という。）は、開札後速やかに提出できるよう、あらかじめ作成しておくこと。

(2) 確認申請書等の提出方法

受付場所へ持参すること。

*受付は原則窓口受付とする。窓口受付時には確認申請書等の内容確認は一切行わない。

ただし、参加資格確認対象者となった者が確認申請書等を持参することが困難な場合、必ず契約課へ電話すること。

電話 086-803-1156

(3) 確認申請書等受付期間

令和7年6月24日（火）午後5時15分まで

*岡山市の休日を定める条例に規定する休日を除く。

(4) 確認申請書等受付場所

岡山市北区大供一丁目1番1号 岡山市役所本庁舎5階契約課

6 入札保証金に関する事項

(1) 入札保証金の額は、見積もった契約希望金額（消費税及び地方消費税相当額を含めた額。）の100分の5以上の額とする。

(2) 以下のア、イいずれかの場合は、入札保証金を免除する。

ア この入札に参加しようとする者が、有資格者名簿若しくは特定調達名簿に登載されており、開札日の前日から過去3年の間に、本市との間で締結した契約を履行しないこと又は本市から契約の相手方とされたにもかかわらず契約を締結しないこと等がなく、契約を締結しないこととなるおそれがないと認め

られる場合

イ 入札保証保険契約を締結したとき

- (3) 入札参加者は、入札保証金に代わる担保として、銀行又は市長が確実と認める金融機関（以下「金融機関等」という。）の保証を提供することができる。
- (4) 入札保証金の納入は、契約課で発行する納入通知書で納付し、開札日の前日午後３時までに領収書を契約課へ提出すること。（入札保証金に代わる担保を提供する場合は、開札日の前日午後３時までに金融機関等の保証を契約課へ提出すること。入札保証保険契約を締結した場合も同様とする。）

7 契約保証金

- (1) 契約金額の１００分の１０以上の額を納付すること。金融機関等の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、履行保証証券による保証を付し又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金の納付を免除する。
- (2) 契約保証金の納入は、契約課で発行する納入通知書で納付し、その契約書の作成期日（市長から契約の相手方とする旨の通知を受けた日から７日以内）の午後３時までに領収書を契約課へ提出すること（契約保証金に代わる担保を提供する場合は、その契約書の作成期日の午後３時までに金融機関等の保証に係る保証書を契約課へ提出すること。履行保証保険契約を締結した場合も同様とする。）。

8 落札者の決定方法

- (1) 許容価格（地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２３４条第３項に規定する予定価格のことをいい、消費税及び地方消費税を含んだものとする。以下同じ。）の制限の範囲内において、最低価格をもって有効な入札を行ったものを確認対象者とする。
- (2) 確認対象者となった者は、この公告で示されている期日までに確認申請書等を提出しなければならない。審査の結果、入札参加資格があると認められた場合は、確認対象者を落札者とする。なお、落札者と決定された日から７日以内に契約を締結しなければならない

9 契約書の作成の要否 要

10 入札の無効について

郵便入札実施要綱第９条に該当する入札は無効とする。

11 その他

- (1) この調達には、WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。
- (2) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (3) 日本語以外の言語で記述された文書を提出する際は、必ず日本語訳を併せて提出すること。
- (4) その他詳細は入札説明書による。
- (5) この公告に係る契約に関する事務を担当する主管課の名称及び所在地等

〒700-8544 岡山市北区大供一丁目１番１号

契約課

電話 ０８６－８０３－１１５６

ホームページアドレス (<https://www.city.okayama.jp/jigyosha/0000012483.html>)

12 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be required : Four High standard Ambulances
- (2) Time-limit for submission of the tender document by registered mail: June 19, 2025
- (3) Date and time of tender: 11:00 AM, June 20, 2025
- (4) Contact point for the notice: Contract Division, Finance Department, Finance and Budget Bureau, City of Okayama, 1-1-1 Daiku, Kita-ku, Okayama-city 700-8544 Japan Tel:086-803-1156

入札説明書

1 入札に付する事項

- (1) 購入品目及び数量
高規格救急自動車（その2） 4台
- (2) 納入場所
岡山市消防教育訓練センター
- (3) 納入期限
令和8年3月31日まで
- (4) 支払条件
納入後とし、検査合格后、請求を受けた日から30日以内とする。
- (5) 入札案件概要
高規格救急自動車（その2） 4台

2 入札に参加する者に必要な要件に関する事項

- (1) 令第167条の4及び契約規則第2条第1項に掲げる者でないこと。
- (2) 岡山市競争入札参加資格及び審査等に関する事項について（昭和61年市告示第120号）に基づき岡山市一般競争（指名競争）入札参加資格有資格者名簿（以下「有資格者名簿」という。）若しくは岡山市特定調達契約に係る有資格者名簿（以下「特定調達名簿」という。）に登載されていること。
- (3) 公告で定めた開札日時において、岡山市指名停止基準に基づく指名停止又は指名留保（以下「指名停止等」という。）期間中でないこと。
- (4) 本公告に示した調達物品に関し、迅速なアフターサービス・メンテナンス体制が整備されている者であること。
- (5) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第39条第1項の規定による高度管理医療機器等の販売業又は貸与業の許可を受けた者であること。

3 入札参加資格審査申請の手続

上記2(2)に基づき、本市有資格者名簿又は特定調達名簿に登載がない者が特定調達に係る競争入札参加資格審査申請を行う場合は、次の方法によること。

- (1) 申請期間及び受付時間
申請期間 公告日から令和7年6月12日（木）まで
*岡山市の休日を定める条例（平成元年市条例第44号）に規定する休日を除く。
受付時間 各日午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時15分まで。
- (2) 申請場所
〒700-8544 岡山市北区大供一丁目1番1号（岡山市役所本庁舎5階）
岡山市財政局契約課（以下「契約課」という。）
担当 管理係 電話 086-803-1194（直通）
ホームページURL <https://www.city.okayama.jp/jigyosha/0000012516.html>
- (3) 提出方法
原則として郵送。（簡易書留等、配達記録が行われる方法により郵送すること。）
*締切期限内に必着であること。
*提出方法を変更する必要があるため、必ず岡山市ホームページを確認すること。
ホームページURL <https://www.city.okayama.jp/jigyosha/category/5-3-17-0-0-0-0-0-0.html>
- (4) 申請書類の入手方法
インターネット上の岡山市ホームページ中の、当該入札公告に添付している書類等を併せてダウンロードし、取得すること。

4 入札書の提出に関する事項

- (1) 入札書の郵送については、契約課において交付された入札書郵送用指定封筒（物品専用封筒：青色）（以下「指定封筒」という。）を用いること。
- (2) 入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額（以下「入札金額」という。）を入札書に記入すること。この場合において落札金額は、入札金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）とする。
- (3) 入札書のくじ用数字欄には、任意の3桁の数字を記載すること。

- (4) 入札書等に必要事項を記入し、記名押印（押印は、あらかじめ本市に届け出た印判に限る。）したものを指定封筒に封入し、岡山大供郵便局留の一般書留又は簡易書留郵便により郵送することとする。なお、郵便局留の郵便物には保管期間があり、郵便局への到着が早すぎると、開札までに入札書が返送されてしまう場合があるので、注意すること。
- (5) 郵送した入札書は、書換え、引換え又は撤回することはできない。
- (6) 特に必要があると認める場合を除き、入札書郵送後の入札辞退は認めない。
- (7) 指定封筒は契約課物品契約係で交付する。郵送により指定封筒の取り寄せを希望する場合は、必要な切手を貼り、送付希望先を記入した封筒を「700-8544 岡山市北区大供一丁目1番1号 岡山市役所契約課」まで送付すること。

5 入札方法等に関する事項

- (1) 岡山市物品購入等郵便入札実施要綱（以下「郵便入札実施要綱」という。）に規定する郵便入札以外は認めない。
- (2) 入札回数は1回とする。
- (3) 入札の開札は、公告に定めた開札日時及び場所において、入札参加者のうち立会を希望する者1人以上を立ち会わせて執行するものとする。この場合において、立会希望者が多数のときは先着順で5人を立ち会わせるものとし、立会希望者がいないときは当該入札事務に関係のない本市職員を立ち会わせるものとする。
- (4) 開札の立会人は、入札参加者の代表者若しくは受任者又はその代理人（代理人の場合は、委任状を提出した者に限る。）とする。
- (5) 開札前に入札参加者がいないときは、入札は中止するものとする。
- (6) 開札の結果、入札参加者の入札が、下記8の参加資格の確認を行うまでもなく、下記6(1)～(13)のいずれかに該当することが明らかである場合は、当該入札参加者の入札を無効とする。
- (7) 上記(6)により無効となった入札書を除いた入札書を提出した入札参加者がいない場合は入札を不調とするものとする。
- (8) 無効となった入札書を除いた入札書のうち税抜き許容価格（地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第3項に規定する予定価格から消費税及び地方消費税相当額を除いたものをいう。）以下の入札書（以下「有効入札書」という。）を提出した入札参加者が1人以上の場合は直ちに落札者の決定を保留し、有効入札書を提出した入札参加者がいない場合は、入札を不調とするものとする。
- (9) 上記(8)により落札者の決定を保留した場合は、有効入札書を提出した者のうち最低価格の入札書を提出したもの（以下「最低価格入札者」という。）を参加資格の有無の確認（以下「参加資格の確認」という。）を行う対象者（以下「確認対象者」という。）とする。
- (10) 上記(9)に基づき確認対象者を決定する場合において、最低価格入札者が2人以上あるときは、くじにより順位を決定するものとする。くじの方法は、次のとおりとする。
- ① 同価格で入札した者ごとに抽選器で1回抽選し、出た数の大きい順に0から番号を付す。抽選は入札執行者が行うものとし、抽選する順番は指定業者名簿の50音順とする。この場合において、一度抽選された玉は抽選器には戻さない。
- ② 同価格の入札書に記載されているくじ用数字の合計を同価格で入札した者の数で除した余りの数と前号の規定により付された番号が一致した者を同価格における最上位の順位とし、他の者は前号の規定により付された番号の昇順に順位を付すものとする。この場合において、入札書にくじ用数字が記載されていないときは、当該数字を0とみなす。
- (11) 談合通報に基づき調査を実施する場合及び談合の疑いが認められる場合は、入札を中止、延期又は落札決定を保留することがある。
- (12) 岡山市は入札中止等に伴う損害賠償については、その責を負わないものとする。
- (13) 入札に際して、契約規則の規定を遵守すること。

6 入札の無効に関する事項

次に掲げる事項のいずれかに該当する入札は無効とする。

- (1) 明らかに競争入札に参加する資格のない者がした入札
- (2) 入札方法に違反して行われた入札
- (3) 入札書に記名押印がない入札
- (4) 総金額を訂正している入札又は入札金額その他必要事項を確認しがたい入札
- (5) 同一入札事項について同一人が2通以上の入札書を提出した入札
- (6) 一般書留又は簡易書留郵便以外の方法で入札書を提出した入札
- (7) 指定封筒以外の封筒で入札書を郵送した入札
- (8) 入札書が到着期限までに到着していない入札

- (9) 指定封筒記載の対象物件名又は差出人名と同封された入札書の対象物件名又は入札者が相違する入札
- (10) 指定封筒に対象物件名又は差出人名が記載されていない入札
- (11) 1 通の指定封筒に複数の入札書を封入して郵送した入札
- (12) 明らかに不正によると認められる入札
- (13) その他市長が定める入札条件に違反してなされた入札

7 入札の失格に関する事項

下記 8 に規定する参加資格の確認において、次に掲げる事項のいずれかに該当する者は失格とする。

- (1) 競争入札に参加する資格のない者
- (2) 市長が指定する期限までに申請書等を提出しない者
- (3) 持参以外の方法で申請書等を提出した者
- (4) 明らかに不正によると認められる入札を行った者
- (5) 入札後落札者を決定するまでの間に、本市の指名停止等を受けた者（当該指名停止等の理由となった事案が当該入札前に発生したものである場合に限る。）
- (6) その他市長が定める入札条件に違反してなされた入札を行った者

8 参加資格の確認に関する事項

- (1) 市長は、確認対象者から申請書等が提出されたときは、公告に定める開札日時を基準として、申請書等に基づき、当該確認対象者の参加資格の確認を行うものとする。ただし、確認対象となった者が、申請書提出前に、上記 7 のいずれかに該当することが確認された場合は、この限りではない。
- (2) 市長は、上記 (1) により参加資格の確認を行った結果、確認対象者の参加資格がないと認めたときは、第 2 順位の入札書を提出をした者（以下「第 2 順位者」という。）から申請書等の提出を求めた上で、参加資格の確認を行うものとする。
- (3) 市長は、上記 (2) により参加資格の確認を行った結果、第 2 順位者の参加資格がないと認めたときは、第 3 順位の入札書を提出した者以降について、順次申請書等の提出を求めた上で、参加資格を有する者が確認されるまで、参加資格の確認を行うものとする。
- (4) 上記 (2) (3) により参加資格の確認を行う場合は、上記 (1) を準用する。（この場合の申請書等の受付期間は、上位順位者の参加資格がないと認めた日の 2 日後（休日を除く。）の午後 5 時 15 分までとする。）
- (5) 市長は、参加資格の確認を行った結果、参加資格を有する者がいなくなった場合は、入札を不調とするものとする。
- (6) 市長は、参加資格の確認を行うに当たり、必要があると認めるときは、入札参加者に対し聞取調査を実施することができるものとする。
- (7) 市長は、上記 (1)～(6) にかかわらず、必要があると認めるときは、他の入札参加者に対し申請書等の提出を求めることができる。

9 落札者の決定に関する事項

市長は、上記 8 (1)～(7) の参加資格の確認により、参加資格を有すると認めた者（以下「資格確認者」という。）を落札者として決定するものとする。

10 参加資格確認結果及び入札結果の通知に関する事項

- (1) 市長は、落札者を決定した場合は、申請書等を提出した者に対して、参加資格確認結果及び入札結果を通知するものとする。この場合において、参加資格がないと認めた者に対しては、その理由もあわせて通知するものとする。
- (2) 参加資格の確認後、落札者が申請書等について虚偽の記載をしたことが明らかになったときは、参加資格を喪失する。

11 入札保証金及び契約保証に関する事項

- (1) 入札保証金
 - ① 入札保証金の額は、見積もった契約予定総金額（消費税及び地方消費税相当額を含めた額。）の 100 分の 5 以上の額とする。
 - ② 以下のア、イいずれかの場合は、入札保証金を免除する。
 - ア この入札に参加しようとする者が、有資格者名簿若しくは特定調達名簿に登載されており、開札日の前日から過去 3 年の間に、本市との間で締結した契約を履行しないこと又は本市から契約の相手方とされたにもかかわらず契約を締結しないこと等がなく、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められる場合

イ 入札保証保険契約を締結したとき

- ③ 入札参加者は、入札保証金に代わる担保として、銀行又は市長が確実と認める金融機関（以下「金融機関等」という。）の保証を提供することができる。
- ④ 入札保証金の納入は、契約課で発行する納入通知書で納付し、開札日の前日午後３時までに領収書を契約課へ提出すること。（入札保証金に代わる担保を提供する場合は、開札日の前日午後３時までに金融機関等の保証を契約課へ提出すること。入札保証保険契約を締結した場合も同様とする。）

(2) 契約保証金

- ① 契約金額の１００分の１０以上の額を納付すること。ただし、金融機関等の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、履行保証証券による保証を付し又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金の納付を免除する。
- ② 契約保証金の納入は、契約課で発行する納入通知書で納付し、その契約書の作成期日（市長から契約の相手方とする旨の通知を受けた日から７日以内）の午後３時までに領収書を契約課へ提出すること（契約保証金に代わる担保を提供する場合は、その契約書の作成期日の午後３時までに金融機関等の保証に係る保証書を契約課へ提出すること。履行保証保険契約を締結した場合も同様とする。）。

1 2 その他

- (1) 代表者が同じ法人又は個人は、同一の入札において２者以上参加できない。
- (2) 事業協同組合については、組合と当該組合員が同一の入札に参加できない。
- (3) この入札の結果は、落札者の決定後、落札者及び落札金額、入札者及び各入札者の入札金額並びに一般競争入札の参加資格がないと認めた者及びその理由について、岡山市ホームページにおいて閲覧に供する。
- (4) この入札におけるその他の契約条項については、岡山市ホームページに掲載する。
- (5) この入札の執行及び契約の締結については、この公告で定めるもののほか、契約規則及び郵便入札実施要綱に定めるところによる。
- (6) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

問い合わせ先

（入札、契約について） 岡山市北区大供一丁目１番１号
契約課
電話 (086)803-1156 (直通)
FAX (086)803-1736

入札（見積）書

金額	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円
----	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

ただし

品 名 高規格救急自動車（その2）

規 格 仕様書のとおり

数 量 4 台

岡山市契約規則（平成元年市規則第63号）及び関係書類（仕様書及び図面）並びに見本等熟知承諾のうえ上記のとおり提出します。

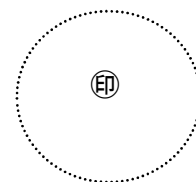
令和7年6月20日

岡 山 市 長 様

所 在 地

商号又は名称

代 表 者 名



くじ用数字		

令和7年度

高規格救急自動車

仕様書（その2）

岡山市消防局

目 次

第 1	総則	1 ページ
第 2	提出書類及び検査	1 ～ 2 ページ
第 3	車両及び車種	3 ページ
第 4	仕様	3 ～ 1 3 ページ
第 5	塗色及び記入文字	1 3 ～ 1 4 ページ
第 6	補則	1 4 ～ 1 5 ページ
別紙 1	消防救急デジタル無線機据付等仕様書	
別紙 2	車両運用端末装置据付等仕様書	
別紙 3	車体デザイン	
別表 1	車両取付品及び付属品	
別表 2	高度救命処置用資機材	
別表 3	救急用資機材関係	

高規格救急自動車仕様書（その２）

第１ 総則

- 1 この仕様書は、岡山市消防局（以下「当局」という。）が、令和７年度消防施設整備計画に基づいて整備する高規格救急自動車（以下「車両」という。）の整備について必要な事項を定める。

- 2 整備する車両は４台（更新車両４台）である。

全ての車両は完成後、道路運送車両の保安基準、その他の法令等に適合するとともに、緊急自動車として登録されるものであること。

- 3 全ての車両には、救急業務の高度化に対応できる傷病者室を構築し、救急救命活動ができる医療機器を備えることから、応札者は、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第 39 条第 1 項の規定による高度管理医療機器等販売業又は貸与業許可証の写しを参加資格確認申請書に添付して提出すること。

- 4 受注者は、仕様書の内容を十分に吟味、了承し、不明な点は当局に質し、当局の仕様による取付品及び装備品並びに積載する医療機器等の運用等に精通するとともに、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律に係る部分にあっては、取扱資格等を十分に認識したうえで契約を行うこと。

- 5 契約後に疑義が生じた場合には、全て当局の解釈に従うものとする。

なお、仕様についての説明及び補足説明並びに質疑応答に関する事項は、全て本仕様書の補完事項とする。

- 6 受注者は、契約後 20 日以内に当局と細部についての打合せを行い、打合せ後 10 日以内に、その内容についての記録を提出すること。

なお、打合せ後、仕様に係る資機材等に型式、形状等の改良、変更又は製造中止等の事象が生じた場合には、同等品以上の製品により代替可能とするが、製品、資料等を提示するとともに、事前に当局の了承を得ることとするが、詳細については、別途当局と十分に協議すること。

第２ 提出書類及び検査

- 1 受注者は、製作に先立ち、仕様に伴う次の関係図書を速やかに当局に提出し、担当者の承認を得た後に製作に着手すること。（提出部数は各 2 部）

なお、1 部は承認した旨を付して受注者に返却するので、製作の過程における基礎資料とすること。

- (1) 工程表
- (2) ぎ装五面図
- (3) 装備品及び取付配置図

(4) 電気配線図

(5) その他、当局が指示するもの

- 2 本仕様書及び承認図書に基づく過程において、ぎ装上又は進行に伴う諸般の事由により不具合が生じた場合は、その内容を速やかに当局に連絡し、担当者の指示に従うものとする。

なお、変更に係る内容等については、双方が協議の上、確認書等を取り交わし誤りのないようにすること。

- 3 検査は、中間検査及び完成検査とし、工程表に基づいて当局が適当と判断する時期に、当局係員が立会の上、本仕様書、打合せ記録等に基づいて実施する。

なお、検査は、受注者側の日本国内工場（代理店含む）において実施するが、その内容等は次のとおりとする。

(1) 中間検査は、製作中の車両における組立状況及び装備機器の製品並びに取付状態の確認とし、検査での結果に対する評価を付すまでを内容とする。

(2) 完成検査は、製作した車両における総合的な検査を内容とし、結果に対する評価を付すまでを内容とする。

(3) 受注者は、評価により不合格とした箇所については、速やかに修理・修復し、再検査を受けること。

- 4 受注者は、納入時に必需書類の他に、次のものを当局に提出すること。

(1) 完成車の写真（カラーサービスサイズ）

ア 斜め（概ね 40 度）からの前後の左右面 各 1 枚

イ 両側面及び前後（写真データ含む） 各 1 枚

(2) ぎ装及び積載関係図書 2 部

(3) 自動車及び積載機器の取扱説明書 各 2 部

(4) 自動車検査証、リサイクル券（A・B・C） 各 1 部

(5) 自動車損害賠償責任保険証明書 1 部

(6) 緊急自動車届出確認書 1 部

(7) 保管場所標章番号通知書 1 部

(8) 自動車検査証、リサイクル券の写し（A4 版） 各 3 部

(9) 自動車損害賠償責任保険証明書の写し（A4 版） 3 部

(10) 緊急自動車届出確認書の写し（A4 版） 3 部

(11) 保管場所標章番号通知書の写し（A4 版） 3 部

(12) ETC セットアップ証明書 1 部

(13) 納品書及び内訳書 各 1 部

(14) 保証書、その他当局が必要とするもの 必要数

- 5 検収は、陸運支局の新規登録検査に合格後、当局が本仕様書に基づく内容、作動状況等の検査を実施し、良好と認めた後、受注者より車両等を受領して完了とする。

第3 車両及び車種

- 1 車両及び車種は、概ね次に該当する車種を採用する。ただし、工程着手以前にシャシ等を改良変更した場合は、改良したものを採用するものとする。

(1) 主要寸法等

ア 車両

- (ア) 全長 5,700mm 以下
- (イ) 全高 2,600mm 以下
- (ウ) 全幅 1,900mm 以下

イ 室内

- (ア) 室内長 3,300mm 以上
- (イ) 室内高 1,800mm 以上
- (ウ) 室内幅 1,650mm 以上

ウ 乗車定員 7 名以上

エ 車両総重量 4t 未満

(2) 車種

ア 駆動方式は、4 輪駆動とする。

イ エンジン、総排気量 2.4L 以上の水冷 4 サイクルガソリン仕様で、最高出力は 145PS 以上であること。

ウ 変速装置は、AT 仕様であること。

エ 4 ドア仕様以上であること。

オ 操作装置は、右ハンドル、パワーステアリング方式とすること。

カ ABS (アンチロックブレーキシステム) 装着であること。

キ 燃料タンク容量は、65L 以上であること。

ク 電気装置は、直流 12V マイナスアース方式であること。

ケ 狭隘な地理的条件にも対応する車両の取り回しができること。

- 2 車両は、機動性、操縦性、車両安定性等の諸性能が高く、かつ、室内は居住、静粛性に優れているもので、消防救急業務が迅速に遂行できる広い空間を有していること。

- 3 取付装備品は、メーカー公表の標準装備品のほか、本仕様書によるものとする。

第4 仕様

1 全般

(1) 車体は、シャシ、ボディ、ユニット等の付属品から構成されるものとする。

(2) ギ装は、相対的な重量の軽減を図り、前後軸及び左右に係る荷重のバランスを十分に考慮して施工すること。

また、構造材及び取付品の設置にあつては、堅牢、確実に取り付けるとともに、安易な離脱や緩み等が起きないように配意すること。

(3) 車両に使用する材料及び部品は、特に指示するものを除き、日本産業規格品又はこれと同等以上のものとする。

なお、新規又は新品のものを使用すること。

(4) ねじ類は、ISO ねじ又はこれに準ずるものを使用するとともに、主要部及び緩みの発生しやすい部分のボルトには、ダブルナット又は特殊ナットを用いて確実に行うこと。

(5) 主要構造部には、一般構造用鋼材を使用すること。

(6) その他の材料は、次によること。

ア 内装材は、全て難燃性のものを使用すること。

イ ゴム製品は、全て耐油性の合成ゴムを使用すること。

ウ 木材は、十分乾燥したものをを用い、形成後の変形、割れ等の生じ難いものを使用すること。

(7) 車両及び架装全般については、耐久性、防水及び防錆を十分に考慮して施工すること。

(8) 完成車は、当局の意に沿うものであることから、ぎ装に係る形状、構造等の詳細については、別途当局と十分な協議をすること。

2 車体

(1) 車体は、積載する救急資機材及び観察資機材を用いた、業務の遂行に支障のない空間と十分な緩衝性を有し、仕様に基づく総重量においても、傷病者に悪い影響を与えず、資機材の機能を損なうことなく、安全、確実に積載して救急活動ができるものであること。

(2) タイヤは、車両総重量にあったラジアルタイヤとし、ホイールとタイヤの適合性を十分に考慮したものであること。

(3) オルタネーターは、12V-150A 以上とし、車両装備及び積載資機材に対して、十分な電気容量を確保できるものであること。

(4) バッテリーは、次によること。

ア バッテリー容量は、12V-110AH (20 時間率) 以上とする。

イ 設置位置は、床下の引き出し式又は速やかに整備できる定置式とする。

ウ バッテリーの配線は、第 2 種キャブタイヤケーブル又はこれと同等以上のものを用いること。

なお、バッテリーからの直取り配線の場合には、容量以上の材料を用い、回路にはヒューズを付加すること。

(5) ぎ装における電源の取り出し、配線及びケーブルは機器の容量、消費等を加味して施工すること。

特に、消防救急デジタル無線機、電子サイレン及び車両運用端末装置の接続は、雑音障害等に十分留意すること。

(6) 取付装備品の電源は、車両ヒューズボックスとは別に特装用ヒューズボックスを設けて分配し、回路には個々の配線表示をすること。

(7) 運転室はメーカー標準とし、傷病者室は、資機材の収納庫及び各種機器を設置する棚並びにその他の収納部が設けられていること。

また、傷病者室と運転室の間には、移動通路が確保されていること。

(8) 車両左側面のドア（以下「スライドドア」という。）は、傷病者等の乗降や隊員の携行資機材の搬入、搬出にも支障のない幅と開口高さを有しているとともに、安全な構造であること。

また、後部ドアは跳ね上げ式とし、傷病者等の乗降及びメインストレッチャーの積載に支障のない幅と開口高さを有しているとともに、安全な構造であること。

(9) 左前のフェンダー部には、アンダーミラーを設けること。

(10) 助手席ドアの指定位置には、隊長用ドアミラーを取り付けること。

また、取り付けが可能な場合には、ルームミラー上部又は下部へ、助手席側からも傷病者室が見えるようにミラーを設置すること。

(11) 内装は、次によること。

ア 内装材は、難燃性のものを使用し、彩色はメーカー仕様とするが、傷病者に不快感を与えないものであること。

イ 傷病者室の床面は、ロンリウム張りのウォッシュブルフロアとする。

ウ 天井は形成部材とし、屋根部との間には、十分な断熱材及び遮音材を付加したものであること。

エ 室内での移動等に使用するアシストグリップ等を要所に設けるとともに、乗降時についても、高齢者等が安全に乗降できる構造とし、バックドア左へ長タイプ又は大型のアシストグリップを設けること。

また、手を掛けると予測される部分は、堅固に固定すること。

(12) 照明は、次によること。

ア 傷病者室の天井部には、十分な照明を配置し、必要により明るさの調節ができる機能があること。

また、傷病者の症状観察及び処置に必要なスポット照明を付加すること。

イ 運転室の助手席側には、フレキシブル型のマップランプを1基設けること。

ウ ドアの開放に連動する室内灯又はステップ灯を設けることとするが、電球は可能な限り LED を用いた省電力型にすること。

エ 後部ドアには、スポット照明を付加すること。

(13) 窓は、次によること。

ア 傷病者室の側面及び側面スライドドアのガラスは、下部の 2/3 を曇りガラス仕様とすること。

イ 後部跳ね上げドアのガラスは熱線入りとし、さらに下部の 1/2 以上を曇りガラス

仕様とすること。

ウ 傷病者室の窓部には、防災（難燃）素材のカーテン及びレールを取り付けるが、後部跳ね上げドアのレールは、手動式又はリニア式とすること。

(14) 座席は、次によること。

ア 運転室の座席数は2座で、リクライニング及びスライド機構付のシートとし、3点式シートベルトを設置すること。

イ 傷病者室の指定位置には、2点式シートベルト付の後ろ向き跳ね上げメディカルシートを設けること。

ウ 側面（左側）に設ける座席（サイドシート）は、3点式のシートベルト付の前向き一人掛ハイバック折り畳みシートと横向きシートとする。

なお、横向きシートには、シートベルトを所要数取り付けるが、使用しない時には整理できるものであること。

3 取付装備品

車両取付品は、別表1「車両取付品及び付属品」に掲げるものとするが、主な取り付けは次によること。

(1) 屋根上取付品

ア 屋根上の指定位置には、次のものを取り付けること。

(ア) 散光式赤色警光灯 1 式

(イ) 後部赤色警光灯 1 式

(車両後部の天井側面に取り付け)

(ウ) デジタル無線ダイバーシチアンテナ及びアンテナ用基部 2 式

イ 屋根上の取り付けに当たっては、十分に強度のある補強を施し、雨水等が溜まらず、浸入、かつ、腐食がないように施工すること。

ウ 散光式赤色警光灯は、ビルトインタイプの車両一体型とし、被視認性の高いものとする。

また、活動状況に応じて光量若しくは発光パターンが変化し、周囲に注意を促すことが可能なものであること。

エ サイレン吹鳴用スピーカーは、車両の指定位置に設けるが、本体は、全天候性に優れたコンパクトな製品であるとともに、電子サイレンアンプの出力に合致する音声明瞭なものであること。

オ デジタル無線ダイバーシチアンテナ（260MHz 帯デジタル無線用）は、送受信が有効に行え、かつ、各アンテナと相互干渉が発生しない位置に設置する必要があることから、アンテナ基部の設置場所は、別途当局と十分協議すること。

なお、アース対策についても必要な措置を講じること。

(2) 消防救急デジタル無線機及び車両運用端末装置

ア 消防救急デジタル無線機及び車両運用端末装置の仕様については、別紙1「消防

救急デジタル無線機据付等仕様書（救急車）」及び別紙 2「車両運用端末装置据付等仕様書（救急車）」のとおりとするが、施工については、当局の指示により実施すること。

イ 消防救急デジタル無線機の送受話器は、運転室及び傷病者室の指定位置に設け、各々からの使用が可能な構造とすること。

また、受話内容を拡声するスピーカーは、室内の支障のない位置に設けるが、装置には、音量調節機能又は ON/OFF スイッチを付したものとすること。

ウ 個々の装置に係る電源線は、車両、電子サイレンアンプ等からの電磁的障害を受けないようにすること。

また、アンテナ等の配線は、十分な被覆のあるものを使用するとともに、プリカチューブ等の保護管を配して天井及び側板の裏に埋設させること。

エ 車両運用端末装置の設置及びシステムへの接続に係る部分については、十分な調整を行う必要があるので、別途当局と協議し、その指示に従うものとする。

(3) 電子サイレンアンプ及び電動サイレン

ア 電子サイレンアンプは、運転室の指定位置にインダッシュ又は専用台座で取り付け、外部スピーカーから拡声できるようにすること。

イ 電動サイレンは、前部バンパーの裏部に設けるが、緊急車の存在を強力に促す能力を有するものであること。

また、起動スイッチは、助手席付近の指定位置に設けるものとする。

ウ 音声合成装置の再生メッセージ（女性音）のスタートは、次によること。

(ア)「救急車が通ります。道をあけてください。」は、専用のプッシュスイッチ等により発声させること。

(イ)「交差点に進入します。ご注意ください。」は、専用のプッシュスイッチ等により発声させること。

(ウ)「右（左）へ曲がります。ご注意ください。」は、車両の方向指示器と連動して発声させること。

エ 音声合成による発声は、緊急走行時のみ拡声するものとするが、必要により緊急時でも音声のカットできるスイッチを設けたものであること。

オ 配線等においては、車両及び消防救急デジタル無線機からの障害がないように配意し、アンプの保護にも配意すること。

電子サイレンアンプ及び電動サイレン以上とするが、詳細については、別途当局と協議すること。

(4) 緊急車両優先システム用光車載装置

緊急車両優先システム（FAST）は、岡山県警察本部により構築されている緊急走行時の車両を支援するシステムで、本車両に設置する緊急車両優先システム用光車載装置（以下「光車載機」という。）は、次により設けるものとする。

- ア 光車載機は、本体部と投・受光部から構成されたものであること。
- イ 光車載機の本体部は、次によること。
- (ア) 小型、軽量で取り付けが容易であること。
 - (イ) 電源は、DC12V と DC24V の切り替えができるもので、本装置の電源は、車両特装部の分電盤より取り出すこと。
 - (ウ) 本装置は、電氣的及び工学的に性能が安定しており、緊急自動車の要件感知により、緊急走行状態のフラグ・固定車両 ID を正確、迅速にアップリンクする機能を有していること。
 - (エ) 緊急自動車要件の信号の取り出しについて、やむを得ず改造等を行う場合には受注者は、改造に係る一切の責任を負うものとする。
- ウ 光車載機の投・受光部は、次によること。
- (ア) 本装置は、光通信部との間の投・受光通信が迅速、正確にできるもので、可能な限り小型化されたものであること。
 - (イ) 投・受光部は、光学的に安定して確実に作動する位置に設けるものとし、車両の運用においても安全確認の支障にならないように配慮すること。
- なお、車両更新に伴う移設作業が必要となった場合には、当局担当者と十分協議の上、適正に実施すること。
- エ 光車載機の設置により、他の積載機器への弊害が思慮されるか、あるいは設置後、不具合が発生した場合には、速やかに防止策を講じ、安定した作動を維持させること。
- オ 光車載機、関連機器の接続に用いる配線等は、努めて室内に出さないように配慮するとともに、機器の取り付けは確実に固定し、車両振動等により緩まないように配慮すること。
- カ 光車載機の設置に伴う所要の手続き、措置等は、全て受注者側の負担とするが、措置についての詳細は、別途当局と十分な協議をすること。
- (5) ETC 車載器
- ETC 車載器はセパレート型とし、当局の指定する位置に取り付けるものとする。
- なお、車載器はセットアップ処理までを完了させるものとするが、詳細については、別途当局と協議すること。
- (6) ドライブレコーダー
- ア 録画については、衝撃自動録画機能及び手動録画機能が可能であること。
 - イ 衝撃感度の変更が可能であること。
 - ウ 車両エンジンの始動と連動スイッチであること。
 - エ 電源については、車両バッテリーを使用すること。
 - オ 記録媒体については、SD カードであること。
 - カ 録画記録したものについては、パソコンで確認可能であること。

キ GPS 機能を有していること。

ク パスワードによるセキュリティ機能を有すること。

ケ 前後 2 カメラにより走行時の前方及び後方の映像を記録すること。

コ 詳細については、別途当局と協議すること。

(7) 冷暖房装置及び空調設備

ア 冷暖房装置は、運転室及び傷病者室が効率的に、かつ、快適な環境をつくる能力と機能を備えたものであること。

また、除湿等の水滴が車内に漏れない構造とすること。

イ 傷病者室には、騒音レベルの低い車両用換気扇を設けること。

なお、取り付けにおいては、外部から雨水等が浸入しない構造とすること。

(8) 収納庫及び積載棚

ア 大型資器材収納のキャビネット等は、傷病者室の右側に設置し、各種の観察機器及び処置用機材が効率よく設置され、更に収納が十分にできるものであること。

イ 運転室の天井部の空間及び傷病者室の空間を利用した、収納容量の大きい積載部（収納庫等）を設けていること。

ウ 手洗い装置が位置する部分についてはレス仕様とし、収納庫を設けること。

収納庫を設けることにより扉の開閉や積載物の取り出しに支障が生じる場合は、それらに配慮した構造とすること。

エ 傷病者室の側面に設ける収納庫の一部には、施錠装置付きのものを設置すること。

オ 収納庫等に設ける扉及び引出しは、振動又は積載物の移動によっても開放しない構造にするとともに、棚等にあっても落下、飛出し等がないよう十分配慮すること。

カ 傷病者室の側面に設ける収納棚の機器、引出し等には、傷病者の不意な嘔吐等によっても吐物が入らないよう策を講じること。

キ 棚及び収納庫は、必要により形状あるいは構造の変更が行えるものであること。

また、扉、蓋等は破損しにくい軟材質であること。

ク 後部下の収納部は、大型器材が収納できるような開放型とし、器材を固定するための措置を講じること。

ケ 収納庫等の底面及び積載機器の固定装置には、ゴム板等の緩衝材を付けること。

コ 横向きシートの下部は、収納枠を設けて器材の収納ボックスとすること。

また、上面は、簡易担架（スcoop、バックボード等）による傷病者を乗せる架台部としても使用するため、十分な強度を持たせたものとする。

サ 輸液ポンプを固定させるための固定パイプを設けること。

シ 詳細については、別途当局と協議すること。

(9) 電装品

ア 車載用インバーター（正弦波 出力 AC100V－300W 以上：AC100V 変換用）を積載して、車内に設けた AC100V 出力コンセントから積載機器の使用及び充電が可

能となるようにすること。

また、車両後部に AC100V 外部入力電源用マグネット式コンセントを取り付け、外部電源から必要に応じてバッテリー及び積載機器へ充電できる構造とすること。

電源入力部は開閉カバー付きとし、専用入力ケーブルを付属すること。

さらに、外部電源入力中は、入力中であることを示すインジケータランプ等を運転室内の視認が容易にできる場所に取り付け、外部電源コードが接続状態でエンジンを始動させようとした際は、警報音が鳴り、エンジンスタートできない構造とすること。

なお、これらの電源回路は切り替えスイッチによる手動切り替え又は自動切り替えにより、車両の待機時及び運用時にも AC 電源が使用できるようにすること。

イ フロントバンパー及び後部ドアの指定位置に、自動同時点滅の赤色点滅灯を左右に設けるが、点検及びレンズの取り替えが容易に行えるように設置すること。

なお、前後の散光式赤色警光灯及び赤色点滅灯は、同一スイッチで連動するものとする。

また、点滅リレーには防音対策を施すこと。

ウ 後部ドアの下部の底面に、LED 発光式の停止表示灯を取り付けること。

エ 運転席付近の指定位置に、フレキシブル型マイクを設置し、容易な操作で外部スピーカーから注意を促すことができるようにすること。

オ サイドフラッシャーランプは、ルーフサイド前部の左右又はドアミラーと一体型に取り付けること。

また、側面及び後面の指定位置には、周囲作業灯を取り付けるが、必要により台座等を付加するとともに、スイッチにより点灯できる構造とすること。

カ 車両には、後退時の注意を外部に促す警報器を設けるが、必要により夜間等においては、警報を遮断するスイッチを設けた構造とすること。

また、左右後輪付近には、タイヤ灯を設けること。

キ 動力伝達装置には、盗難防止のための改造装置（スターターカット）又は誤発進防止装置を変速シフト又は動力伝達部等に設けること。

ク 運転室の視認容易な位置に時計、電流計、電圧計を設けること。

(10) スイッチ及び配線

ア 電装関係のスイッチ等は、運転室の指定位置に設け、個々に表示を付すこと。

イ 特装関係の配線は、自動車関係の配線とは別にヒューズボックスを設け、その旨を個々に表示すること。

ウ 配線類は容量以上のものを用い、努めて埋設するものとし、アース設置部は、緩み防止を行うとともに、結線部は強固にすること。

また、回路に設けるリレー等には防磁、防音、防振等の措置を施すこと。

エ 車両に設けるコンセントは、AC100V 用の埋込み型を所要数設けること。

オ 傷病者室の電装用スイッチ及びコントロールは、容易に操作できる位置に設け、各々にはその旨の表示を付すこと。

また、スイッチ等は容量に余裕があるもので、耐摩耗性に優れたものを使用すること。

(11) その他の取付品は、次によること。

ア 車両後部には、耐荷強度のあるステップを設けること。

イ 運転席の指定位置にスロットル・コントロールを設置すること。

また、必要により、コンソールボックス部にメインスイッチを設け保護すること。

ウ 地図入れボックス（スチール製又は木製）は、5冊程度収納の容量のものを運転室付近の指定位置に設けること。（概ね 幅 350mm×奥行 150mm×高さ 350mm）

なお、地図は当局が配布する A3 版（厚さ 20mm 程度）のものとする。

エ 左サイドドアステップには、滑り止めのためセーフティウオークを施し、立ち面にはアルミ筋板等の金属による塗装部の保護をすること。

オ 車両後部のバンパー上部には、滑り止め加工を施し、塗装部の保護と乗降時の安全を確保すること。

また、リアステップには、滑り止めのためセーフティウオークを施すこと。

カ フロントパネル（グリル）の中央部には、クロームメッキ仕上げの消防マーク（φ 150mm）を取り付けること。

キ 運転室には、今後、装備機器が追加設置されるため、仕様に基づく機器の設置については、追加分も含め、当局と十分に協議するものとする。

4 救急装備品

救急処置用資機材等は、別表 1・2・3 に掲げるものとするが、主な取り付けは次によること。

(1) 酸素吸入及び人工酸素蘇生装置

ア 医療用加湿酸素流量計は、オキシパック OX-III S 型とする。

なお、アウトレットは 2 口以上とするが、病院側の器材が結合できるアダプターを付加すること。

イ 酸素ポンベは、アルミ製 9.4L 型 2 本を積載し、固定装置は個々に脱着できるもので、容易に取り替えが可能な構造であり、鉄製 10L ポンベの固定も可能であること。

また、ポンベを囲うカバーを設けるとともに、残量の確認及びポンベバルブの開閉ができる構造とすること。

さらに、ポンベ収納庫上部に資機材棚を設けること。

ウ 吸入装置の高圧用配管は、努めて内張の裏側を通し、室内に露出させないように施工すること。

エ 配管は、耐圧、耐久性に優れた高圧用を用い、走行中の振動による擦れ、衝撃等に十分耐える安全な材質のものとする。

オ 配管には、送気側の接続口、三方チーズ、取出用接続口を適宜設けるとともに、配管の離脱、漏れ等が生じないように確実に設置すること。

カ 加湿器は、収納室の収納棚上部の指定位置に設けるとともに、取出用カップラーは、ソケットが容易に接続できる構造であること。

また、水容器は耐久・耐圧型とし、万一、破損しても傷病者及び同乗者に危害を与えないものであること。

キ 酸素マスク、ガスサプライバルブ等は、常時カップラーのアウトレットに接続した状態で運用するため、直近に整理・収納用のポケットを設け、必要時には速やかに取り出して使用できるようにすること。

(2) 防振装置

ア 全ての車両の防振装置は、小型軽量の架台であること。

なお、無電源式又は同等品とする。

イ 車両の加速度等により生ずる揺れ、振動、沈み等を十分吸収できるものであること。

ウ 業務遂行上、必要により防振を解除（固定）できる機能があること。

エ 左右へのスライドは、任意の位置において固定できるものであること。

オ 当局が指定するメインストレッチャーの積載等が容易であるとともに、固定が確実で、かつ、離脱が速やかであり、落下防止構造を努めて有するものであること。

カ 固定台座には、水洗い等に対する防水及び防錆措置を施すこと。

(3) ストレッチャー

ア メインストレッチャーの両サイドアームには、マット付きのプレートを取り付けるとともに、リンケージシステムを設けること。

イ スクープストレッチャーは、傷病者室の指定位置に専用の取付金具等を用いて積載できるようにすること。

なお、取付金具は、振動等により緩まないように確実に固定するとともに、ストレッチャー操作時における危害がないようにすること。

ウ バックボードは、傷病者室の指定位置に、専用の取付金具等を用いて積載できるようにすること。

なお、ボードは容易に取り出しができるとともに、危害が生じないように配慮すること。

(4) 除細動器等の機器は、操作が容易な位置に設置すること。

また、データの取り出し及び測定のための付属コード、チューブ類は、接続した状態で置くため、適当な容量のポケット及びフックを設けて収納できるようにすること。

(5) 血圧計は、確認しやすい位置に設けること。

(6) 時計はデジタル式電波時計とし、確認しやすい位置に設けること。

(7) 点滴フック及び点滴容器固定装置は、指定位置に設けるが、下肢部への処置につい

ても配慮すること。

(8) 廃棄物入れは、傷病者室の指定位置に設けるが、容器の取り出し及び廃棄品の投入が容易な構造とすること。

(9) 電動吸引器は、指定位置に専用のホルダーを設けて設置し、持ち出し及び取り付けた状態でも使用できるようにするとともに、直近に電源コンセントを設けて充電可能とすること。

(10) その他

ア 後ろ向きシート近くの棚及びストレッチャー右部の指定位置に、観察用及び処置用の機材を仮に置くことができる、収納棚又はトレイ（枠付）を設けること。

イ ホワイトボードは、室内の指定位置に取り付けること。

ウ 天井部及び収納庫扉の指定位置に必要な数の網棚及びグローブボックス固定具を設け、小物器材等が納められるようにすること。

エ レスキュー器材は、車両に設けた専用の収納ボックス内に収納できるようにすること。

オ 傷病者の観察カード・ポケット（幅 280mm×奥行 30mm×高さ 320mm、ポケット深さ 200mm）を、指定位置に取り付けること。

カ 当局が支給するタブレット PC を、安全に保管又は固定できる収納庫等を指定位置に設けること。

キ 取付金具、製作金物等は、形状における危害防止に十分留意すること。

ク 当局の指定する位置に所要数のハンガー（C 型フック）を設けること。

ケ 各種機器に付属するコード、チューブ等は、傷病者の顔面等に直接当たらないように配置すること。

また、機器の設置においては、防振措置を十分に施すこと。

コ 他の処置用資機材は、形状及び用途を勘案して、収納庫、棚、ポケット等に収納して積載できるようにすること。

なお、詳細については、別途当局と協議すること。

サ 別表 1「車両取付品及び付属品」中の「44 カーナビゲーション」については、テレビチューナーが内蔵されていないものを選定すること。

なお、テレビチューナーが内蔵されているものしか仕様がない場合には、アンテナを取り付けない等、受信できないようにするものとするが、詳細については当局と別途協議すること。

第 5 塗色及び記入文字

1 塗色

(1) 車体は、救急車色の白を基調とした標準の赤帯付きとするが、標準帯の下に細い青線を同一材料で付加し、前面を除く部分の赤帯については、再帰性に富んだ反射材を

使用すること。

- (2) 標準帯と付加帯との間隔は、12mm とし、付加帯は 6mm 幅とする。

なお、標準帯の幅形状が異なる部分についての付加帯幅は、標準帯幅に比例した形状とすること。

- (3) その他車体については、カッティングシート等により装飾すること。

なおデザインについては、別紙 3「車体デザイン」を参考にすること。

- (4) 塗色については以上とするが、詳細については、別途当局と協議すること。

2 記入文字

- (1) 車体の指定位置には、当局のデータ作成したシンボルマークステッカーを貼付することとするが、詳細については、別途当局と協議すること。

- (2) 後部跳ね上げドアのガラス面に救急業務に関する啓発文等をカッティングシートにより貼付すること。

なお、詳細については、別途当局と協議すること（別紙 3「車体デザイン」参照）。

- (3) 車体前部の両側ドア及び後部ドア並びに当局が指定する位置に、固有名称を表示すること。

なお、固有名称及びその他の要領は、別途当局より指示する。

- (4) 車体前面の指定位置に、整備登録された「暦年月」を紺色のカッティングシートにより表示すること。

なお、文字は適宜な大きさとする。

(例)「2602」－「西暦・月」 (2026 年 2 月登録の意)

- (5) 車体ルーフ部側面のメーカー表示文字は設けないものとする。

- (6) 車体ルーフ上面の対空表示は、指定位置に車両の所属及び固有名称を黒のカッティングシートにより、例示のとおり表示すること。

(例) 岡山

○○○○ ○：固有名称

- (7) 書体は丸ゴシックとし、記入方法は左からとするが、記入文字等についての詳細は、別途当局から指示する。

第 6 補則

- 1 検収については、陸運支局の新規登録検査に合格後、当局が本仕様書に基づいて個々の検査を実施し、全て良好と認めた後、受注者から車両を受領して完了とする。
- 2 受注者は、検査において当局が不合格とした物品及び指摘箇所については、速やかに修理、修復又は交換し、当局の再検査を受けるものとする。
- 3 車両の納入台数は 4 台とする。
- 4 完成車の納入期限は、令和 8 年 3 月 31 日（火）とする。

ただし、車両が早期に納入できる場合、当局と日程などの調整をすること。

- 5 車両の納入時には、整備清掃及び各部の点検と給油脂等を入念に実施して搬入すること。
- 6 納入場所は、岡山市消防教育訓練センター 総合訓練施設（岡山市中区桑野 116-3）とする。
- 7 保証期間は納入の日から 1 年間とするが、保証期間（積載機器、付属品等で保証期間が 1 年よりも長期設定されているものについては、その期間とする。）経過後といえども、設計、使用材料、ぎ装等における不備・欠陥又はこれらに起因する故障、破損等の一切は、受注者側の責任において速やかに修理、修復又は交換を行うこと。
- 8 受注者は、当該車両が安全に関する基準により設計、製造され、厳しい品質管理システムにより製作されたものであっても、経年による架装及びぎ装に係る部分に起因する事故を防止するための無償点検を 1 年に 1 回以上、当局が指定する日に実施するとともに、安全に運用するための操作・技能についての講習会を行い、安全に対する提言と点検整備に必要な情報を当局に提示すること。
- 9 本仕様書に基づく手続き及び車両の登録（抹消も含む。）に係る手続き等の諸費用は、すべて受注者側の負担とする。
- ただし、自動車重量税、自動車損害賠償責任保険料のみは、当局の負担とする。
- 10 別表 1 中「ぎ装『無線機等（支給品）移設』」の詳細については、以下のとおりとし、更新車両 4 車両及び当局が指定する既設車両 6 車両合わせて 10 車両間で移設を行うものとする。
- なお、移設については、既存車両 2 車両から更新車両 2 車両への移設及び既存車両 4 車両と更新車両 2 車両間での玉突き移設とするが、詳細については別途当局と協議すること。
- (1) 消防救急デジタル無線機
本体、付帯機器、配線、アンテナ等の移設
- (2) 車両運用端末装置
本体、付帯機器、配線、アンテナ等の移設
- (3) 緊急車両優先システム
FAST 装置の移設
- 11 担当課：岡山市消防局警防部警防課（担当：宮本・奥山）
電話（086）234-9976

以 上

消防救急デジタル無線機据付等仕様書（救急車）

1 適用範囲

本仕様書は、岡山市消防局（以下「当局」という。）が令和 7 年度消防施設整備計画に基づいて整備する、救急自動車（以下「新規車両」という。）に装備する、消防救急デジタル無線機（以下「無線機」という。）の据付け、配線、調整等の一切について適用する。

2 主要機器構成

装備する主要機器の構成は以下のとおりとするが、無線機は、当局が指定する車両（以下「既設車両」という。）と、新規車両との間で移設等を行うため、詳細については、当局と協議すること。

なお、「当局支給」と記載のある機器については、現在当局が運用中の既設車両から取り外して、新規車両に据付け等を行うものとする。

- | | |
|------------------|-------------|
| (1) 送受信機 | : 1 式（当局支給） |
| (2) 送受話器 | : 2 式（当局支給） |
| (3) 送受話器用ハンガー | : 2 式 |
| (4) 共用機 | : 1 式（当局支給） |
| (5) 通話分配器 | : 1 式 |
| (6) 空中線 | : 2 式 |
| (7) 給電線及び基部 | : 2 式 |
| (8) スピーカー | : 2 式 |
| (9) 各種機器取付器具・配線等 | : 1 式 |

3 据付条件等

- (1) 送受信機本体は、運転室内に取り付けること。送受話器は運転室及び後部患者室にも取り付け、いずれの場所からも制御及び運用操作が行えること。（セレコール操作を含む。）
- (2) スピーカーは、ON/OFF スイッチ付きのものを運転室及び後部患者室に取り付けること。
- (3) 空中線相互間の離隔距離は、1.2m 以上とする。
- (4) 空中線は、当局が指定する周波数（別途指示）を有効に放射できること。
- (5) 材料
 - ア 電源線：2mm² 以上
 - イ 給電線：5D・2V（同等品又はそれ以上）
 - ウ 配 管：25mm 以上 可とう電線管
 - エ スピーカー：インピーダンス 8Ω

(6) 本装置に使用する資材は構造堅固、機能優秀で長時間の使用に充分耐え得るものとする。

(7) 本仕様書に記載されていない事項については、下記の規格等に準ずるものとする。

- ア 日本産業規格 (JIS)
- イ 日本電気工業会標準規格 (JEM)
- ウ 日本電子機械工業会規格
- エ 日本通信機工業標準規格
- オ 電気設計技術基準
- カ 電波法及び同法関係規則等
- キ その他関係法令及び規則等

4 その他

(1) 受注者は、契約完了後、早急に各機器、材料の承認図書を提出し、当局の承認を得るものとする。

(2) 受注者は、納入完了後においても無線装置運用管理等に必要な技術指導を必要に応じて行うものとする。

(3) 保証期間は、納入完了の日から 1 年間とする。ただし、支給品の機器を除く。

(4) 本仕様書に明記されていない事項といえども運用上当然必要と認められるものは、受注者において無償で納入するものとする。

(5) 各機器の諸元及び数量について、設計上変更の生じる場合は、当局と協議を行いその指示を受けること。

(6) 無線局変更申請が必要な場合、当該申請及びこれに要する費用は、一切受注者の負担とする。

(7) 無線機器の設置状況写真（車両番号の分かる全景写真を含む。）を提出すること。

別紙 2

車両運用端末装置据付等仕様書（救急車）

1 適用範囲

本仕様書は、当該車両（新規更新車両）に装備する車両運用端末装置（指令情報の受信、病院情報、災害地点、車両位置等をディスプレイに表示するとともに、車両動態、車両位置を管理する装置）について、既設車両（現在運用中の車両）からの取り外し、取り外した装置の据付け、配線、調整、ID 変更等の一切について適用する。

2 主要装置構成

装備する主要装置の構成は以下のとおりとするが、岡山市消防局（以下「当局」という。）が指定する車両（以下「既設車両」という。）と、新規更新車両との車両間で移設等を行うため、詳細については、当局と協議すること。

また、FOMA ユニットと FOMA アンテナについては、既設車両から取り外しのみ行うものとする。

（1）車両運用端末装置

ア PC ユニット（10.1 インチワイドタッチパネル LCD）：1 式（当局支給）

イ カーアダプタ：1 式（当局支給）

ウ 電源インターフェースユニット：1 式（当局支給）

エ GPS アンテナ：1 式（当局支給）

オ 外部スピーカー：1 式（当局支給）

（2）各種装置取付器具・配線等：1 式

3 装置取付位置

（1）各装置の取付位置は、事前に当局の承認を得ること。

（2）各種アンテナの取付位置は、各装置が有効に動作できる場所に取り付けること。

4 その他

（1）各機器の取付状況がわかる設置位置図、車載端末据付チェックシート及び完成写真を提出すること。

（2）保証期間は、納入完了の日から1年間とする。ただし、当局支給の装置は除く。

（3）本仕様書に明記されていない事項といえども、運用上当然必要と認められるものは受注者において無償で納入すること。

（4）本仕様書に記載されていない事項については、下記に準ずること。

ア 日本産業規格（JIS）

イ 日本電気工業会標準規格（JEM）

ウ 日本電子機械工業会規格

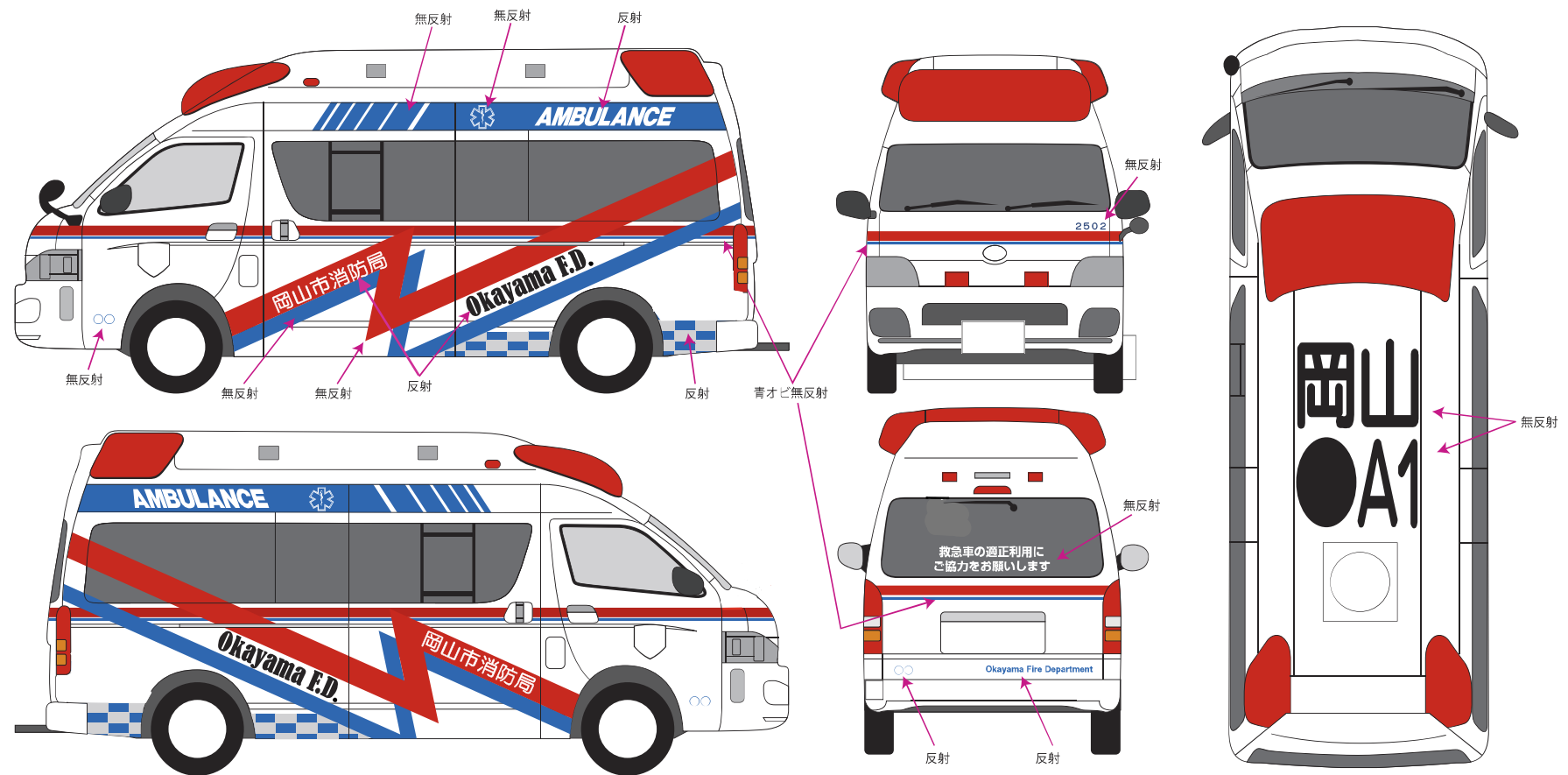
エ 日本通信機工業標準規格

オ 電気設計技術基準

カ 電波法及び同法関係規則等

キ その他関係法令及び規則等

別紙3 車体デザイン



別表 1

車両取付品及び付属品

番号	品 名	摘 要	数 量
1	散光式赤色警光灯	車両標準 (LED警光灯)	1式
2	後部赤色警光灯	車両標準 (LED警光灯)	1式
3	電子サイレン	SAP-520RB(C)V、SDM-10/11付 又は同等品	1式
4	前照灯	標準仕様	1式
5	フォグランプ	標準仕様	1式
6	傷病者室内灯	車両用蛍光灯20W以上	所要数
		傷病者観察灯	所要数
7	後部シートベルト	サトシートに設置	1式
8	シートベルト	各座に設置	1式
9	後退警報機	解除スイッチ付 (音声入り)	1式
10	コンセント	AC100V用 (アース端子付)	8口以上
		外部電源取り入れ用 (マクネットコンセント、キャップ付)	1式
11	大型器材収納枠	サトシート下に設置	1式
12	スロットル装置	手動又は自動調整	1式
13	ヒューズボックス	特装品関係用	1式
14	収納庫 (棚)	大型資器材収納ボックス (棚付)	1式
		大型側面医療器棚	1式
		小型資器材収納ボックス (手洗器付近、ルーフサット含む)	必要数
15	時計	デジタル電波時計 (患者室)	1式
		デジタル (運転室)	1式
16	マップランプ	フレキシブルタイプ	1式
17	メインスイッチ	メインキーでも可	1式
18	点滴フック	前後 各2本	1式
19	網棚	天井及び側面部に取付	2箇所以上
20	収納ポケット	電極、マスク整理用	所要数
21	ハンガー	C型フック	10箇所以上
22	泥よけ	標準品 全輪に取付	1式
23	空調設備	標準品 デュアルエアコン	1式
24	カーテン	純正品	1式
25	LED警告灯	後部ドア	1式
26	サンバイザー	運転室用	2式
27	防振架台	無電源式又は同等品	1式

28	非常信号灯	LED点滅式	1本
29	換気扇	排気型	1式
30	アシストグリップ	助手席及び傷病者室	3箇所以上
31	スペアタイヤ	ホイール付チューブレスラジアルタイヤ	1式
32	サイドバイザー	前席ドア用	1式
33	フロアーマット	ゴム製	1式
34	地図入れボックス	スチール製又は木製（住宅地図5冊分収納）	1式
35	傷付防止板	リヤバンパー、左サイドドアステップ 立ち面に取付	1式
36	車両工具	ジャッキ等含む標準品	1式
37	自動式人工呼吸器	ハラパック プラス300（呼吸回路一式含む）	1式
38	消火器	車両標準	1式
39	ストレッチャー	【メインストレッチャー】 ファーノワシントン・トランスポーター(モデル4080-S) ×1 ストレッチャー/チェアー(モデル4155) ×1 抗菌マットレス (モデル50) ×1 枕(大・小) ×各1 レストレイント (モデル430×1ピース) ×2 サイドアームプレート両腕側 サイドアームリンケージシステム両腕側 ホータブルスプラッシュシールド ×1 ビニールシート (保護用 1000×2000mm) ×2 片面吸水シート(スミメティカル メコノムシートA3) 1000×1800 (100枚入り) ×1 バイオセーフティストラップ (2ピースタイプ) ×2 ベンチサポートアーム×1	1式
40	スクープストレッチャー	(モデル65EXL ピン付)、ヘッドイモビライザー(モデル445-SP)	1式
41	電動サイレン	5SA (リレー、スイッチ等含む)	1式
42	スタッドレスタイヤ	ホイール付 4本	1式
43	タイヤチェーン	亀甲型 ワンタッチ式 (スタッドレスタイヤ用)	1式
44	カーナビゲーション	全方位カメラ付	1式
45	車輪止め	ゴム製 (2個1組)	2組
46	記入文字等	車体デザイン 隊名表示	1式
47	バックボード	ファーノ NAJ0ライト×1 両締めストラップ ×5 ヘッドイモビライザー モデル445×1 イモビライザー用バッグ×1	1式
48	レスキューセット	弁慶、シートベルトカッター、ホルトリッパー (450mm) 金テコ、ガラスカッター	1式
49	前部赤色点滅灯	フロントバンパー取付 LP5-M1 LP3-M1	1式
50	後部赤色点滅灯	バックドア上部取付 LP3-M1	1式
51	周囲作業灯	ルーフサイドパネル部に取付 LP5-M1-W 片面×2 後面×1	1式
52	フレキシブル型マイク	運転席 FMU-12	1式

53	盗難防止装置	シフト又は動力伝達装置に設置	1式
54	タイヤ灯	後輪タイヤ灯	1式
55	非常停止板	JIS規格品	2式
56	救急車定置型酸素吸入装置	オキシパックOX-ⅢS型	1式
		減圧弁高圧ポート用NSY	1式
		NSY型高圧用三方チーフ、配管ホース	1式
		ボンベ丸ハンドル	1式
		川重/アムコ アウトレット	1式
		高濃度酸素吸入用マスク（成人用、小児用）（10個入／箱）	各1箱
		酸素ボンベアルミ製9.4L	2本
57	マーカーランプ	フラッシャーランプ	1式
58	アンダーミラー	純正	1式
59	サーチライト	ファイバーバールカンLED	1式
60	ホワイトボード	傷病者室用（マーカー含む）	1式
61	消防章	裏板付	1式
62	観察カード入れ	A4判バインダー入れ	1式
63	E T C 車載器	セパレート型 セットアップ 含む	1式
64	コーナーセンサー	メーカー標準	1式
65	牽引ロープ	ソフトカーロープ（オレンジ） 5m 3t以上	1式
66	ドライブレコーダー	ドライブレコーダーカメラ社 ウィットネス・ライトIV	1式
67	スターターカット		1式
68	ぎ装	無線機等（支給品）移設	1式

高度救命処置用資機材

別表 2

1 気道確保用資機材一式

番号	品 名	摘 要	数 量
1	ラリングルチューブ	サイズ 3, 4	各10本
2	スタイレット	大・小	各2本
3	喉頭鏡	ウェルチアレソ ファイバーブレードMAC:1, 2, 3, 4×各1本 LEDハンドル×1本	1式
	小 計		

2 ビデオ喉頭鏡

番号	品 名	摘 要	数 量
1	ビデオ喉頭鏡	ビデオ硬性挿管用喉頭鏡 AWS-S200 (本体、収納ケース、映像出力コード)	1式
2	イントロック	M-ITL-SL (10本入／箱)	1箱
	小 計		

3 自動体外式除細動器 (二相性式)

番号	品 名	摘 要	数 量
1	自動体外式除細動器	半自動除細動器 TEC-2603	1式
		リチウムイオンバッテリー SB-220V X233	2式
		SDメモリーカード QM-002D Y154F	1式
		除細動レポート表示ソフトウェア QP-551V	1式
		除細動パッド P-521 H328 (10枚入／箱)	1箱
		バッテリーチャージャー SB-205V	1式
		クレート用電源コード L945	1式
		記録器 WS-261V	1式
		エネルギーチェッカ AX-103V	1式

4 輸液用資機材一式

番号	品 名	摘 要	数 量
1	静脈路確保セット	ガードル架キット (ポール×1、マウント×4、サイドアームカバー×2)	1式
		テルフュージョン輸液セット TI-U357P11 三活2ヶ付 (20セット入／箱)	1箱
		留置針 イントロカネセフティⅢ 18G 32mm (50本入／箱) 09-159	1箱
		留置針 イントロカネセフティⅢ 20G 25mm (50本入／箱) 09-157	1箱
		留置針 イントロカネセフティⅢ 22G 25mm (50本入／箱) 09-156	1箱
		駆血帯 井ノ内式	2本
		NIPROサージット10WAIV (NSD10WAIV-3)	1箱

5 血糖測定器

番号	品 名	摘 要	数 量
1	血糖測定器	メディセーフフィットスマイル MS-FR501W	1式

6 心電計及び心電図伝送装置

番号	品 名	摘 要	数 量
1	患者監視装置	パッドサイトモタ BSM-3562-Q91	1式
		バッテリーパック SB-671P	1式
		血圧用延長ケーブル YN-990P 1.5m	1式
		幼児用カフ YP-710T S951A	1式
		小児用カフ YP-711T S951B	1式
		成人用カフ(標準) YP-713T S951D	1式
		大腿部用カフ YP-715T S951F	1式
		フィンガープローブ TL-201T2 P225F	1式
		フィンガープローブ TL-631T3 P311C	1式
		マルチプローブ TL-220T	1式
		マルチYプローブ TL-260T	1式
		CO2センサーキット TG-940P P903	1式
		CO2センサーキット TG-940P P903用 エアウェイアダプタ	1式
		心電図誘導コード (BJ-900P)	1式
		ディスプレイ電極ビートロード (30コ×5袋入/箱)	1箱
2	12誘導心電計	ワンタッチハンガー Y245	1式
		FQW50-2-100 記録紙 (10冊入/箱) A721	1箱
2	12誘導心電計	モバイル型12ECG NORAV NR-1207-E	1式

7 パーソナルコンピュータ

番号	品 名	摘 要	数 量
1	タブレットPC	レノボ Tab B11 (ケース、SIMカードスロット付)	1式

救急用資機材関係

別表 3

番号	品名	摘 要	数 量
1 観察用資機材			
1	血圧計	ウェルチアレノ ウォール型 (特大・成人・小児・乳児用各1付)	1式
		ウェルチアレノ 携帯用アナログ3ツ組バンド型2チューブ	1式
		手首用自動血圧計	1式
		上腕用自動血圧計	1式
2	検眼ライト	ハロゲンペンライトノック式	3本
3	体温計	耳式体温計 交換用プローブカバー付	1式
4	聴診器	ウェルチアレノ プロフェッショナル聴診器(成人用・小児用)	各1式
		リットマン クラシックⅢ	1式
2 呼吸・循環管理用資機材			
5	手動式人工呼吸器	アンブマークⅣ リザーバ付 成人用 (収納バッグ、マスク付)	4式
		アンブマークⅣ リザーバ付 新生児用 (収納バッグ、マスク付)	2式
		アンブマークⅣ 成人用マスク×3 小児用マスク×2、新生児用マスク×2	1式
6	ガスサプライバルブ	ガスサプライバルブ(アンブ用アダプター各2個付)	2式
7	マギール鉗子	大・小 ×各 1	3式
8	エアウェイ	経鼻用 (6mm、8mm) (10本入／箱)	1式
		経口用 成人用 2サイズ×各1	1式
9	自動式心マッサージ器	ルカス3	1式
3 創傷等保護用資機材			
10	止血帯	エスマルビ×1 ターネケット(RMT)× 1	1式
4 保温・搬送用資機材			
11	雨覆い	ファerno レインカバー	2式
12	布担架	完全防水ターポリン(固定ベルト付)	3式
13	患者固定ベルト	モデル414×1、415× 1 又は同等品	1式
14	バックボード	ファerno NAJ05イト× 1 両締めストラップ×5 ヘッドイモビライザー モデル445×1 イモビライザー用バッグ×1	2式
15	毛布	シングル(綿カバー付)	3枚
5 感染防止資機材			
16	ニトリル手袋	ニトリル NZ-4400 サイズM・L	各10箱
17	感染防止ゴーグル	ウヘックス ゴーグルス(内側曇止)	6 個
18	シューズカバー	SHCB-L(100枚入／箱)	9箱

6 消毒用資機材			
19	ガーゼ缶	消毒貯槽缶（丸カスト）21cm	1式
7 その他の資機材			
20	救命浮輪	マリボーチ縦型	2式
21	携帯用電灯	ペリカン スーパーセイバーライトLED 懐中電灯×3 携帯用蛍光灯×1	1式
22	救急カバン （ネーム入り）	収納カバン（Lightメディカルウェストバッグ）×3 プロトラウマキット3ウェイトタイプ（ブルー）モデル5107×1 ヘーシックファーストエイドバッグ（AK-700）×1 メディカルバッグAK-800（ブルー）×1 メディカルバッグAK-800（オレンジ）×1	1式
23	盆	のう盆 20, 24, 30cm 各1 ステンレスバット×1（30×24×4cm） 受水盆×1	1式
24	はさみ	ゼーゲンレスキューシザーⅡ×2 万能はさみ×2 臍帯剪刀×1	1式
25	ピンセット	大・小 ×各1	1式
26	リングカッター	KIND(0S-1型) 替刃付	1式
27	汚物入れ	廃棄缶	1式
28	便器	尿器 女用	1式
29	防刃衣	防刃チョッキ(当局仕様)	3着
30	拡声器	TD-503R	1式
31	吸引器	レールタールサクションユニット LSU4000 再使用型キャニスター付78000005	2式
		AC電源コード付ウォールブラケット 782610（LSU4000用）	1式
		エアロゾルフィルター 781200005 LSU4000再使用型キャニスター用	10式
		再使用型キャニスター（J）78400005（LSU4000用）	2式
		ショルダーストラップ 782300（LSU4000用）	2式
		サイトホーチ 78240040（LSU4000用）	2式
		吸引カテーテルアダプター 65011305	10個
32	NBC対応資機材	防毒マスク×3、吸収缶×6、マックスガードカバーオール型×6	1式
33	血糖測定用針	ファインタッチディスポ（サイズ0.8mm、1.5mm）（30本入／箱）	各3箱
34	携帯用酸素吸入セット	減圧弁（モデルFLW2型）×1 高濃度酸素マスク（成人用、小児用）（10個入／箱）×各2 オキシゲンキャリーバッグ（モデル5120）又は同等品×1 酸素ボンベ2L×2 （ヨーク式ロレットGY-6 Q-001刻印）	1式
35	酸素吸入用マスク	中濃度酸素マスク（成人用、小児用）（10個入／箱）	各10箱
		鼻腔酸素カニューラ（成人用、小児用）（20個入／箱）	各10箱
36	骨伝導ヘッドホン	アフターショック オープンコム	1式

37	開口器	ハイステル	1式
38	自動体外式除細動器 関連資機材	リチウムイオンバッテリー SB-220V X233	1式
		フィンガープロフ TL-201T2 P225F	1式
		フィンガープロフ TL-631T3 P311C	1式
		マルチプロフ TL-220T	1式
		CO2センサーキット TG-900P P903	1式
		除細動パッド P-521 H328 (10枚入／箱)	10箱
		SDメモリーカード QM-002D Y154F	1枚
39	輸液関係資機材	テルフュージョン輸液セット TI-U357P11 三活2ヶ付 (20セット入／箱)	10箱
		使用済み針入れ	5個
		留置針 イントロカネセフティⅢ 18G 32mm (50本入／箱) 09-159	5箱
		留置針 イントロカネセフティⅢ 20G 25mm (50本入／箱) 09-157	5箱
		留置針 イントロカネセフティⅢ 22G 25mm (50本入／箱) 09-156	5箱
40	駆血帯	井ノ内式	2本
41	ドレッシングテープ	NIPROサージット10WAIV (NSD10WAIV-3)	9箱
42	患者監視装置関係資機材	幼児用カフ YP-710T S951A	1式
		小児用カフ YP-711T S951B	1式
		成人用カフ(標準) YP-713T S951D	1式
		大腿部用カフ YP-715T S951F	1式
		フィンガープロフ TL-201T2 P225F	1式
		フィンガープロフ TL-631T3 P311C	1式
		FQW50-2-100 記録紙 (10冊入／箱) A721	10箱
		ディスプレイ電極ヒートシート (30コ×5袋／箱)	9箱
	酸素呼吸器減圧弁	減圧弁高圧コントロール NSY	1式
43	固定用資機材	頸部固定用 アンブパーフイットエース (成人用) ×10 頸部固定用 アンブミニパーフイット (小児用) ×10 ソフラットシーネ L・M・S・SS・SSS ×1 バキュームスプリントモデルAS109-10 ×1	1式
44	トリアージタグ	トリアージタグ (4枚組×100枚)	1式
45	マグネットシート	『火災予防運動実施中』 500mm×250mm 白地 上段の「火災予防運動」は赤字、下段の「実施中」は黒字	2枚
		『回送中』 500mm×251mm 白地 「回送中」は青字、シート外枠を青で囲む	2枚
46	合図灯	見えるんです (ミズケイ)	1本
47	体温計	脇下デジタル体温計 (テルモ電子体温計C206)	1本

一般競争入札参加資格確認申請書

令和 年 月 日

岡山市長 大森 雅夫 様

住 所
商号又は名称
代 表 者 名

㊞

令和7年5月30日 付けで公告のあった **高規格救急自動車(その2)**
に係る入札参加資格を確認されたく、必要な書類を添えて申請します。

なお、当社（者）は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条
の4に規定する者でないこと並びにこの申請書および添付書類の内容は事実と
相違ないことを誓約します。

指 名 停 止 等 措 置 状 況 調 書

令和 年 月 日

住 所
商号又は名称
代表者名

岡山市以外の公共機関 から指名停止，指名留 保等の措置を受けてい るかどうか	措置を受けていない ・ 措置を受けている (該当する方を○で囲んでください。)
---	--

上記措置を受けている場合は以下に記載してください。

公 共 機 関 名	
措 置 期 間	
措 置 理 由	
そ の 他	

注1) この調書は，今回発注物品の入札参加資格確認申請時に提出するとともに，その後契約締結日までの間に上記措置を受けたときは，速やかに必要事項を記載して届け出てください。

メンテナンス対応等証明書

品名 高規格救急自動車（その２）

１ 当該車両のメンテナンスが行える整備工場

点検整備及び修理依頼から着手までの所要日数は、１日以内で着手いたします。

最寄の整備工場名	
所在地	
電話番号	
競争入札参加希望者との関係	直営・協力（いずれかに○をする。）
担当者氏名	
整備を実際に担当する人員	名

「協力」に該当する場合、競争入札参加希望者等の契約状況を明らかにする契約書又は代理店証明書の写しを添付すること。

２ 部品供給体制

依頼から納品までの所要日数は、２日以内で対応いたします。（代替機等でアフターサービスが可能です。）

統括窓口	
担当者名	
電話番号	

・供給系統（フローチャート図）

3 技術員の派遣体制

(1) 最寄りの整備工場の派遣体制

現地到着までの所要日数は、依頼から1日以内で対応いたします。

緊急時の連絡体制	
現地への派遣方法	

(2) メーカーの技術員の派遣体制

現地到着までの所要日数は、依頼から2日以内で対応いたします。

緊急時の連絡体制	
現地への派遣方法	

上記のとおり証明いたします。

令和 年 月 日

(岡山市長あて)

(入札参加希望者) 住所

会社名

代表者氏名

【令和7年度】

特定調達契約に係る入札参加資格審査申請書提出要項

岡山市（水道局及び市場事業部を除く。）が発注する特定調達契約に係る入札に参加を希望する方は、次により、特定調達契約に係る入札参加資格審査申請書（以下「申請書」という。）を提出してください。

1 次の各号のいずれかに該当する者はこの申請ができません。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当する者
- (2) 岡山市税（当該市税に係る徴収金を含む。）を完納していない者
- (3) 岡山市競争入札参加資格及び審査等に関する事項について第2条第1項第1号から第3号までの規定（暴力団関係者、暴力的不法行為、独占禁止法違反、談合、贈賄、反社会的行為等に関する規定）に該当する者
- (4) 岡山市競争入札参加資格及び審査等に関する事項について第2条第3項の規定（営業の承継に関する規定）に該当する者
- (5) 岡山市競争入札参加資格及び審査等に関する事項について第5条に規定する有資格者名簿（以下「一般名簿等」という。）に登載がある者

2 申請期間

参加を希望する入札案件の入札公告に定める期日まで。

3 申請方法

原則として郵送。（簡易書留等、配達記録が行われる方法により郵送すること。）

※申請受付期間中に届くように、期間を厳守（必着）してください。

※申請期間を過ぎて届いた場合は受付できませんので、返却または破棄させていただきます。

※フラットファイル等に綴じる必要はありません。

4 送付・問合せ先

〒700-8544 岡山市北区大供一丁目1番1号 岡山市財政局財務部契約課管理係

電話（086）803-1194（直通） F A X（086）803-1736

5 資格審査結果

提出された書類を本市の審査基準に基づき審査し、資格を有すると認められた者は、特定調達契約に係る有資格者名簿（以下「特定調達名簿」という。）に登載されます。

なお、岡山市ホームページの特定調達名簿への掲載をもって名簿登載の通知といたしますので、ご確認ください。

※岡山市ホームページURL <https://www.city.okayama.jp/>

掲載場所： トップページ > 事業者情報 > 入札・契約 > 入札参加資格審査申請 >

1. 業者情報 [入札参加資格審査申請] > 特定調達契約に係る有資格者名簿

6 参加資格有効期間

特定調達名簿に登載された日から令和8年3月31日まで。

7 申請において使用する言語

申請及び提出書類の記載は、日本語で行うこと。なお、提出書類のうち外国語で記載された事項については、日本語の訳文を付記又は添付すること。

8 提出書類

NO	提出書類	対 象	摘 要
1	特定調達契約に係る 入札資格審査申請書 及び誓約書 (原本)	全業者	・ 指定様式「特定調達契約に係る入札参加資格審査申請書及び誓約書」に必要事項を記入，押印。
2	暴力団排除に関する 誓約書（兼同意書） (原本)		・ 指定様式「暴力団排除に関する誓約書（兼同意書）」に必要事項を記入，押印。
3	使用印鑑届 又は 委任状（兼使用印鑑届） (原本)		申請内容に応じて、いずれか一方を提出してください。 ・ 入札，契約の締結等を委任しない（本社で契約等すべてを行う）場合 指定様式「使用印鑑届」に必要事項を記入，押印。 ・ 入札，契約の締結等を支店や営業所など代理人に委任する場合 指定様式「委任状（兼使用印鑑届）」に必要事項を記入，押印。
4	債権者登録申請書 (原本)		・ 指定様式「債権者登録申請書」に必要事項を記入，署名または押印。 ※ 該当分類は，「特定調達名簿」にチェックをしてください。
5	印鑑証明書 (写し可)		・ 申請月から3か月以内に取得（注）したもの。 ※ 法人の場合は法務局で取得してください。 ※ 個人業者の場合は代表者について，住民登録のある市町村で取得してください。 （注）申請月から3か月とは申請月より前の3か月となります。（以下同じ） （例：5月に申請する場合，証明日が2月1日以降のものであれば可）
6	滞納無証明書 （岡山市税） (写し可)	本社又は委任先が 岡山市内にある場合	・ 申請月から3か月以内に取得したもの。 ・ 指定様式「滞納無証明書交付申請書」で証明を受けたもの。 ※ 各区市税事務所，地域センター等で取得してください。
7	商業登記事項証明書 (写し可)	法人	・ 申請月から3か月以内に取得したもの。 ※ 法務局で「履歴事項全部証明書」を取得してください。 （「現在事項全部証明書」は不可。）
8	住民票 (写し可)	個人業者	・ 申請月から3か月以内に取得したもの。 ※ 代表者について，住民登録のある市町村で取得してください。 ※ マイナンバーの記載は必要ありません。
9	身分証明書 (写し可)		・ 申請月から3か月以内に取得したもの。 ※ 代表者について，本籍地の市町村で取得してください。
10	登記されていないこと の証明書 (写し可)		・ 申請月から3か月以内に取得したもの。 ・ 後見登記等ファイルに成年被後見人，被保佐人，被補助人， 任意後見契約の本人とする記録がないことを証明したもの。 ※ 代表者について，法務局で取得してください。

※フラットファイル等に綴じる必要はありません。

9 注意事項

- （1） 申請書は楷書で明瞭に記載してください。
- （2） 申請書及びその添付書類に虚偽の記載をしている場合及び書類の不備，不足等がある場合は，
申請は受理されません。
- （3） 日本国内に営業所を有しない者は，提出書類の NO.5 から NO.10 を省略することができます。
- （4） 上記以外にも追加資料を求める場合があり，提出できないときは特定調達名簿に登載されない場合があります。
- （5） 特定調達名簿に登載された場合においても，当該入札の公告で定める参加資格がない者は入札参加
できません。
- （6） 特定調達名簿に登載された場合は，特定調達契約以外の入札及び見積りには参加できません。
- （7） 申請書提出後，その申請事項に変更が生じた場合には，速やかに指定様式「岡山市競争入札参加資
格審査申請書変更届」及び添付書類を提出してください。
また，会社更生手続，民事再生手続等を申請した場合や指名停止事由に該当する事件，事故を起こ
した場合，行政処分等を受けた場合には，その旨を速やかに届け出てください。報告が著しく遅れた
場合又は報告がない場合には，指名停止期間が加算されることがあります。

10 その他

特定調達名簿に登載された場合は，岡山市ホームページに「指定業者としての心得」を掲載しています
ので，必ずご確認ください。（岡山市HP＞事業者情報＞入札・契約＞入札参加資格審査申請＞1．業者情報）
また，制度改正及び発注情報等については岡山市ホームページでご案内しておりますので，随時ご確認
ください。

【令和7年度登載用】

特定調達契約に係る入札参加資格審査申請書及び誓約書

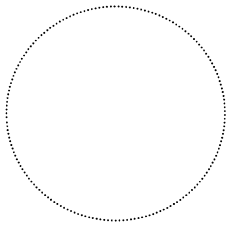
岡山市長 様

岡山市（水道局及び市場事業部を除く。）が発注する特定調達契約に係る一般競争入札に参加したいので、次のとおり事実に基づき記載した入札参加資格審査申請書を提出します。

また、下記事項を遵守することを誓約するとともに、万一これらに違反する行為があったときは、どのような処分を受けても異議を申しません。

- 1 入札、契約等について談合等不正行為をしないことはもちろん、関係法規を遵守し、信義に従い誠実にこれを履行します。
- 2 業務に関し個人情報等を扱うときは、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に基づき機密保持、事故防止等に努めます。

令和 年 月 日

申請者 (本 社)	フリガナ		 (実印)
	商号又は名称		
	代表者職氏名		
	所在地	〒	
		都 道 府 県	
	電話番号	FAX番号	
	消費税届	☐ 課税事業者	☐ 免税事業者

※法人は商業登記上の本店所在地、個人業者は店舗等の所在地

契約締結先 (該当する方に○を記入)	・委任なし（本社契約）
	・委任あり（本社以外で契約）

参加希望入札	件 名
	開札予定日時

この申請の 担当者	氏 名 (フリガナ)	連絡先電話番号
--------------	------------	---------

(契約課処理欄)				受付 書類確認 入力 入力確認	受付印
過去に登録あり (一般・特定調達・小修繕)		※停止又は留保・・・ 無 ・ 有 ()			
		※登録等の内容 ()			
受付番号		相手方番号			

暴力団排除に関する誓約書（兼同意書）

私は、岡山市暴力団排除基本条例（平成24年市条例第3号。以下「条例」という。）に基づき、条例の趣旨を理解した上で、岡山市が行う公共事業その他の市の事務事業により暴力団（条例第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）を利することとならないように、下記の事項について誓約します。

これらの事項と相違することが判明した場合には、入札参加資格の取り消しや契約解除等、岡山市が行う一切の措置について異議の申し立てを行いません。

なお、誓約事項の確認等のために、岡山市が岡山県警察本部等に対し照会を行うことについても同意します。

記

- 1 次に掲げる者が暴力団員（条例第2条第2号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）ではないこと及び暴力団員を次に掲げる者として新たに選任しないこと。
 - （1）法人である場合 代表者及び役員
 - （2）個人事業主である場合 代表者
- 2 1の各号に該当する者が暴力団及び暴力団員と社会的に非難される関係を有していないこと。
- 3 使用人として、暴力団員を雇用していないこと及び新たに雇用しないこと。
- 4 暴力団及び暴力団員が実質的に経営に参加していないこと。
- 5 1から4までのすべてを満たす者を下請負人とすること。

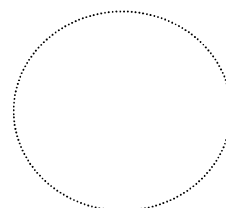
令和 年 月 日

岡 山 市 長 様

本 社 所 在 地

商号又は名称

代表者職氏名



（実印）

使用印鑑届

令和 年 月 日

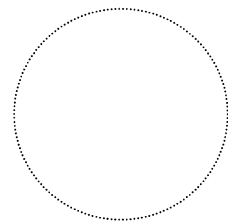
岡山市長 様

〒 ー

本 社 所 在 地

商 号 又 は 名 称

代 表 者 職 氏 名

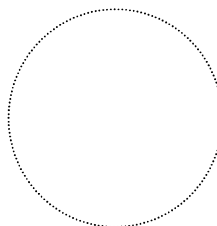


実 印

下記の印鑑は入札，見積りへの参加，契約の締結並びに代金の請求及び受領のために
使用しますのでお届けします。

記

【該当部門】 ☐ 建設工事 ☐ コンサル ☐ 役務 ☐ 物品(原材料) ☐ 食料品
☒ 特定調達名簿 ☐ 小修繕業者名簿



使用印 ※

※ 使用印は代表者役職印又は個人印であること。（会社印は不可）

委任状（兼使用印鑑届）

令和 年 月 日

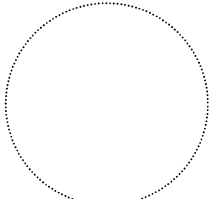
岡山市長 様

〒 -

本 社 所 在 地

商 号 又 は 名 称

代 表 者 職 氏 名



実 印

岡山市との取引に係る権限を，次回変更届が受付されるまで，次のとおり委任します。
また，下記受任者印を入札，見積りへの参加，契約の締結並びに代金の請求及び受領の
ために使用しますのでお届けします。

記

【該当部門】 ☐ 建設工事 ☐ コンサル ☐ 役務 ☐ 物品(原材料) ☐ 食料品
☒ 特定調達名簿 ☐ 小修繕業者名簿

〒□□□-□□□□

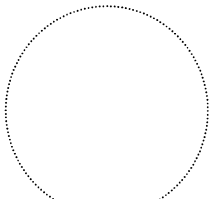
1 委任先所在地

2 委任先名称

3 受任者職氏名

4 委任先電話番号 () -

5 委任先FAX番号 () -



受任者印 ※
(使用印)

6 委任事項

	・建設工事 ・コンサル ・役務 ・特定調達	・物 品 ・食料品 ・小修繕	
1	○	○	入札（見積）に参加する権限
2	○	○	入札（見積）参加に係る復代理人を選任する権限
3	○	○	契約を締結する権限
4	○	○	代金の請求及び受領の権限
5	○	○	保証契約人となる権限
6	○		共同企業体に関する一切の権限
7	○	○	その他契約締結及び履行に関する一切の権限

※ 使用印は代表者役職印又は個人印であること。（会社印は不可）

岡山市長様

岡山市からの支払金は下記の口座に振り込みくださるよう依頼します。

※下記は、建設工事またはコンサルの指定業者で、前金払口座を登録する場合のみ記入してください。

記入上の注意

- 7/7